

# 役員報酬規則

## (目的)

第1条 この規則は、定款第28条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号の規定に基づき、公益社団和歌山県水質保全センター（以下「センター」という。）の役員報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規定において、報酬等とは公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。

## (報酬)

第3条 センターは役員に対し、役員としての職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。

2 非常勤役員が理事会並びにその他の会議等に役員の職務として出席する場合に対する報酬額は、別表1の範囲内で理事会において決定する額とする。

3 常勤役員（使用人兼務役員を除く）に対する報酬は、月額50万円を超えない範囲内で、その職務、責任の度合いを考慮して、理事会において決定する額とする。

4 専門的知識を必要として選任された弁護士、公認会計士若しくは税理士等の資格を有する非常勤の外部役員に対する報酬は、第1項に定める額に別表2の範囲内で理事会において決定する額を加算することができるものとする。

## (報酬の支払方法)

第4条 非常勤役員の報酬は法令の規定により控除すべき金額を控除し、その残額を出席の都度支払う。

2 常勤役員の報酬の支払方法は、理事会において別に定める職員給与規程を準用する。

## (費用弁償)

第5条 役員には、社員総会において別に定める役員等の費用弁償規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

## (退職金)

第6条 役員には、社員総会において別に定める役員慰労金規程に基づき退職慰労金を支給することができる。

## (公表)

第7条 この規則をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、社員総会の決議による。

(委任)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

この規則は、公益法人登記の日から施行する。(平成25年4月1日)

附 則

この規則は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 会議等へ出席に係る非常勤役員の1日当たりの報酬基準額

報酬額	11,000円 ~ 12,100円
-----	-------------------

宿泊を伴う場合の非常勤役員の1日当たりの報酬基準額

会 長		15,000円 ~ 16,500円
その他の役員	甲地	10,000円 ~ 11,000円
	乙地	7,500円 ~ 8,250円

甲地は、乙地以外の国内、乙地は近畿圏とする。

別表2 特定の外部役員の1日当たりの加算報酬基準

会議等への出席に係る加算額	20,000円 ~ 22,000円
---------------	-------------------